景観計画区域内における行為の事前協議書

(建築物・工作物・開発行為)

年 月 日

文京区長 殿

届出者(事業主) 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事 務所の所在地、名称及び代表者の氏名

文京区景観	づくり条例第12	2条第1	項の規	見定に	より、ど	欠のとおり	関係	図書を	添えて	協議	します。	
1 行為の場所	住居表示	住居表示 文京区										
	用途地域											
2 行為の種類		□建築物(長期優良住宅以外) □長期優良住宅			□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)							
	□工作物				□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)							
	□開発行為					盛土 □道	算路の			□ そ	の他	
3 行為の概要	用途			敷地	面積		m²	延べ面	 積		m²	
	建築(築造)	面積 m²	高さ		m	階数		階	構造			
4 行為の期間	着手予定	年	月	日	から	完了予定		年	月	日	まで	
5 適用され 景観形成基準	□坂道基 □低層住 □幹線道 □地区限定基 □神田川 □文化財 □景観形	■一般基準 □景観特性基準 □坂道基準 □歴史・文化的建造物等基準 □低層住宅地基準 □寺町基準 □下町風情あるまち基準 □幹線道路等基準 □拠点基準 □緑のまとまり基準 □地区限定基準 □神田川景観基本軸基準 □文化財庭園等景観形成特別地区基準 □景観形成重点地区基準										
6 設計者	住 所会社名電話番号担当者		()								
※ 文京区記 (注意)												

1 □欄には、該当する項目にレ点を記入し、又は黒く塗り潰してしてください。

※欄には、記入しないでください。